令和８年（フ）第５２号
山形県東田川郡庄内町西袋字村立85番地２
債務者　我孫子久美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第１８８号
千葉県旭市江ケ崎138番地９
債務者　萩野　　豪
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２１８号
千葉県東金市福俵467番地３
債務者　石黒喜代美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２４７５号
横浜市神奈川区東神奈川２丁目８番地　東神奈川テルミコーポ201号
債務者　半田　直人
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５４２号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅６棟507号
債務者　石井　昭男
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５４８号
神奈川県海老名市中央３丁目４番22―1103号
債務者　佐野明香音
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６５２号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅３棟205号
債務者　齊藤　壽子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６６号
大阪府河内長野市市町708番地の１〈エスペランサＣ棟210号〉
債務者　辰己　詩歩（旧姓松下）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９８０号
堺市南区高倉台４丁31番62号
債務者　三島　綾香（旧姓戸高）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０７０号
大阪府柏原市国分西１丁目３番43―805号
カーザ　ｄｉ　ポルタ
債務者　岡本　　茂
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１０１号
堺市中区大野芝町204番地７　Ｓ．ｆｉｅｌｄ大野芝205号、前住所堺市中区深井中町1972番地６
債務者　河野勇一郎
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１２３号
大阪府富田林市寺池台四丁目１番310―501号、前住所堺市南区庭代台２丁１番14―405号
債務者　梶原　　太
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５１号
大分県日田市大山町西大山4797番地
債務者　川述優美子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第５６号
大分県日田市中城町６番６号
債務者　石松　　恵（旧姓　野内）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第６５号
秋田県湯沢市清水町四丁目２番47号
債務者　粟津　文子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第６９号
秋田県湯沢市清水町四丁目２番47号
債務者　粟津　広輝
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第６０号
群馬県桐生市相生町２丁目79番地の７　押見住宅－１
債務者　金井　千絵
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部